

飯塚市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査規程第23条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月17日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊
飯塚市監査委員 吉田 健 一

- 1 措置を講じた部署 経済部企業誘致推進課、産学振興課、国際政策課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

企業誘致推進課（旧産学振興課）【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 旅費の精算について</p> <p>概算払いにより支給を受けた旅費の精算において、バック商品を利用した場合、精算書に証拠となる書類として領収書を添付することとなっているが、領収書が添付されていない精算書が見受けられた。この精算書では旅行が実施されたか、精算額が適正であるかを確認することができない。また、精算書に日付及び押印がないものが散見された。</p> <p>領収書未添付の精算書については早急に領収書を添付するとともに、適切な旅費の精算事務を行うこと。</p>	<p>領収書については、精算伝票と一緒に保管した。押印がない精算書は、全て押印を行った。</p> <p>今後は領収書の添付の確認等、旅費の取扱業務について適切な事務処理を行う。</p>
<p>2 請求委任について</p> <p>「情報提供サービスセンター高圧受電設備工事負担金」及び「鯉田工業団地第2工区埋設石撤去作業負担金」について、負担金を支払うべき債権者（正当債権者）でなく、施工業者に支出していた。</p> <p>正当債権者と異なる名義人に支出する場合は、委任状を徴すべきである。</p> <p>また支出命令書において、課長が決裁すべきところ、部長が決裁を行っているものがあつた。</p> <p>今後は適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>2件の工事負担金に関しては、正当債権者より委任状の提出を受け、伝票と一緒に保管した。支出命令書の決裁に関しては、事務決裁規程を確認し修正を行った。</p> <p>今後は請求事務について適切な事務処理を行う。</p>

産学振興課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 飯塚市販路開拓支援補助金について</p> <p>飯塚市販路開拓支援補助金について、申請書の支出内訳の金額が間違っているにもかかわらず、交付決定が行われており、適正に審査されたか疑義がある。</p> <p>また、事業収支決算書においては、各配分額の20パーセントを超える流用増減があつたにもかかわらず、同補助金交付要綱第11条に規定されている変更承認申請書の提出がなされていないものがあつた。</p> <p>補助金審査の際には、申請書類の確認を徹底し、要綱に従い適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>補助金の審査については、要綱に基づく事務処理を行うため、指摘内容について担当職員との共有を行うとともに、6月15日に職員間で研修を実施した。</p> <p>今後は、申請書類の確認などを徹底し、適正な事務処理を行う。</p>
<p>2 債権管理について</p> <p>「飯塚市新産業創出支援センター使用料（滞納繰越分：A社・計360,608円）」及び「同センター駐車場使用料（滞納繰越分：A社・計10,000円）」については、総額370,608円の債権がある。</p> <p>この債権については、地方自治法第225条に規定する使用料であるため、公債権（非強制徴収公債権）であり、同法第236条第1項により時効期間は5年と解</p>	<p>債務者の現況調査を行うとともに、市顧問弁護士への相談を8月中に行う。</p> <p>今後、債権管理の対応について検討し、適切な進捗管理を行う。</p>

<p>される。</p> <p>同センター使用料債権管理台帳を確認したところ、平成 30 年 1 月に A 社から分納誓約書を受け取り、その後、分納計画どおり返済がなかったため、訪問や電話、Eメール等での督促及び催告を行っているものの、平成 30 年 8 月以降、A 社への催告を行っていなかった。</p> <p>早急に債務者の現況調査を行い、債権管理を適切に行うこと。</p>	
--	--

国際政策課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 飯塚市国際化推進事業補助金の交付について</p> <p>飯塚市国際化推進事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項によれば、暴力団関係者は補助金の交付対象としない旨が規定されている。</p> <p>しかしながら、関係機関に対し照会を行わないまま、補助金の交付決定を行っていた。</p> <p>今後は書類審査において同要綱を遵守し、補助金交付を行うこと。</p>	<p>補助金の書類審査については、チェック表を作成し、適正な審査体制を構築した。</p> <p>なお、令和 3 年 4 月 22 日付で防災安全課を通じて、飯塚警察署へ暴力団員該当の有無の照会を行い、令和 3 年 5 月 18 日に該当無との回答をもらった。</p>
<p>2 飯塚国際交流推進協議会補助金の交付について</p> <p>飯塚国際交流推進協議会補助金の交付において、「補助事業内容以外の事業の財源に充ててはならない」と交付条件を付して交付決定し、事業完了前に補助金を交付している。</p> <p>また、補助金の執行の流れについては、平成 30 年 4 月 9 日付、30 飯行財第 23 号「19 節のうち「補助及び交付金等」の執行方法について」にて、財政課が通知しており、変更がある場合は、①申請書受領、②交付決定伺い、③執行伺書・交付決定通知、④支出負担行為書の変更手続きが必要であると定められている。</p> <p>しかしながら、当初交付決定した補助対象事業の一部については、新型コロナウイルス感染症対策により中止となり別の事業に変更しているものの、補助対象事業の変更手続きを行っていなかった。</p> <p>今後は補助金交付事務について、適正に事務処理を行うこと。併せて、飯塚国際交流推進協議会補助金交付要綱には、補助対象事業に変更が生じたときの事務取扱いについて規定がないため要綱の整備を行うこと。</p>	<p>補助金交付事務における業務フローを作成し、適正な事務手続きを行う体制を構築した。</p> <p>補助対象事業に変更が生じたときの事務取扱いについては、飯塚国際交流推進協議会補助金交付要綱の改正を年度内に行う。</p>
<p>3 スタートアップワールドカップ九州大会実行委員会負担金について</p> <p>スタートアップワールドカップ九州大会実行委員会負担金について、実行委員長が請求すべきものを、請求の権限を持たない事務局長が行っていた。</p> <p>今後は適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>令和 3 年 8 月 4 日に課内研修を行い、今回検討改善事業で指摘された左記内容について再度注意喚起を行うとともに、令和 3 年 7 月 30 日に開催された経理担当研修で学んだ内容のポイントについても課内共有を行った。</p>